

令和 7 年第 6 回

美里町農業委員会総会議事録

第6回美里町農業委員会総会

- 1 開催日時
令和7年6月25日(水) 午後1時30分から午後2時08分
- 2 開催場所
美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員（16名）

1 番 小田嶋 勝美	2 番 後藤 幸太郎	3 番 我妻 卓美
4 番 福田なほ子	5 番 久道 雄悦	6 番 古内 世紀
7 番 尾形 司	8 番 繁泉 順子	9 番 佐々木幸一郎
10 番 小野 保裕	11 番 澁谷 正行	12 番 鈴木 幸博
13 番 遊佐 恭一	14 番 渡邊 雅光	15 番 邊見 勝寿
16 番 伊藤 恵子		
- 4 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 農地の形状変更届出について
 3. 非農地証明願について
- 5 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積等促進計画審議について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
 - 第4号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について
- 6 農業委員会事務局職員（2名）

事務局長	高 橋 博 喜
係 長	澤 村 拓 也

7 会議の概要

○高橋事務局長

では、ただいまより令和7年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。

○伊藤会長

(挨拶内容省略)

○高橋事務局長

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（伊藤会長）

それでは、これより令和7年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員については、16人全員の出席であります。

総会を開く場合の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

最初に、議事録署名委員の選任をいたします。

議事録には、会長と総会において定めた、2人以上の委員が署名しなければならないことが、会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。

14番 渡邊雅光委員、15番 邊見勝寿委員をお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告事項一番、農家相談日について、6月9日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。

○鈴木委員

12番 鈴木が報告いたします。

6月9日月曜日、南郷庁舎農業委員会会長室にて、邊見会長職務代理、澁谷委員、私、鈴木委員の3名で対応いたしました。

相談件数は1件ありまして、●●●●の●●●●●さん。

実はこの方の実家が美里の●●の方でありまして、実家の土地の畑について、5年前に隣の方に新築する住居の仮住居ということで、300平米を貸したんですけども5年経過しても、仮住居がそのまま撤去されず、自分の土地のように使われているということで、実家のお父さんが病気で、高齢でもあり、できれば元気なうちに約束通り返却して欲しいという申し出がありました。

現場を見たんですが、確かに畑の中にまた仮住居も建っておりますし、状況から見て、●●●●のまま5年が過ぎてるといようなことですね。

●●さんという方なんですが、息子さんとよく協議されて早急に対応すべきということで指導いたしました。

委員会でも現場を確認して、なおさらその対応がすぐできるようにしておくということで、相談は閉めております。

以上です。

○議長（伊藤会長）

ご苦労様でした。

次に報告事項 2、農用地の形状変更届け出についてに入ります。

また 6 月 13 日、農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

はじめに、事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(報告事項 2 について、議案書に記載のとおり説明を行った)

○議長 (伊藤会長)

ありがとうございました。

次に、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

○遊佐委員

農地調査委員会は渡邊委員と委員長である私、遊佐と邊見会長職務代理者、事務局から澤村係長の計 4 名で、6 月 13 日金曜日に現地調査を行いました。

農用地の形状変更の件についての番号 3 の●●字●●●番●についてです。

現在、自己保全管理の状態となっておりますが、改良区の区域から除外し露地野菜を作付けする計画ですので、特に問題はないと確認しました。

続いて番号 4、●●字●●●番●、●番●についてです。

番号 3 の農地と隣接しており、現在は自己保全管理の状態となっておりますが、番号 3 と同様に露地野菜を作付けする計画ですので、特に問題ないと確認して参りました。

以上でございます。

○議長 (伊藤会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば、再度説明いたします。

ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 (伊藤会長)

ないようですので、それでは次に報告事項 3、非農地証明願についてに入ります。

また 6 月 13 日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。

初めに事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(報告事項 3 について、議案書に記載のとおり説明を行った)

○議長 (伊藤会長)

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

○遊佐委員

番号 15 の●●字●●●番●についてです。

周辺の宅地やアパート敷地と同じように造成されており、現在は農地としては使用されて

ないことが、現地調査で確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続いて、番号 16 の●●字●●●●●番●についてです。

道路と隣接する宅地を結ぶ通路となっており、現在もその状態で使用されていることを現地調査で確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号 17 の●●字●●●●●番●についてです。

作業場の敷地となっており、現在もその状態で使用されていることを現地調査で確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の担当委員からの報告が終了いたしました。不明な点があれば、再度説明いたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それでは入りますので議事に入ります。

第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

（第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それでは質疑なしと認め、採決をいたします。

第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、原案通り許可といたします。

次に、第 2 号議案農用地利用集積等促進計画審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

○議長(伊藤会長)

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案農用地利用集積等促進計画審議についてを議題審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)

それでは質疑なしと認め採決をいたします。

第2号議案農用地利用集積等促進計画審議について賛成の方の挙手を求めます。
はい。

(各委員の挙手を確認)

○議長(伊藤会長)

全員賛成と認めます。

第2号議案農用地利用集積等促進計画審議については、原案通り、農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

次に第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題いたします。

また、6月13日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。

初めに事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

○議長(伊藤会長)

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

○遊佐委員

番号11の●●字●●●●番●についてです。

転用目的は●●●●です。周辺に10ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。

但し、住宅その他申請に係る農地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されたものは、許可方針にある不許可の例外に該当するため、転用可能でありますとともに、周辺に農地以外の土地が見当たらなかったことから、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号12の●●字●●●●番●、●番●、●番●についてです。

現地は、陸羽東線や工場敷地等により、10ヘクタール以上の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地以外の土地も検討し、申請地以外に見当たらなかったとのことですので、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号13の●●字●●●●番●についてです。

現地は、都市計画用途地域内にあることから農地区分は第3種農地と判断いたしましたので、許可相当と見てきました。

以上でございます。

○議長（伊藤会長）

ご苦労様でした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それでは質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案通り許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

次に、第4号議案美里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

また、6月13日、農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

（第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

○遊佐委員

●●字●●地内については、●●●●に隣接した農地へ新たな●●を整備することを目的とした農用地区域からの除外です。

農地区分は第1種農地となりますが、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域に指定されていること、国営かんがい排水事業完了から8年以上経過しており、周辺農地の営農条件に影響を与えることはないことから、農業振興地域整備計画の変更については特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

以上でございます。

○議長（伊藤会長）

ご苦労様でした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第4号議案美里農業振興地域整備計画の変更についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（伊藤会長）

質疑なしと認め、採決をいたします。

第４号議案美里農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

第４号議案美里農業振興地域整備計画の変更については、原案通り異議なしで意見を付し、美里町長に報告をいたします。

○議長（伊藤会長）

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第6回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議席14番

署 名 委 員
議席15番